

2019年9月25日 株式会社FIS フレックス少額短期保険

## 令和元年台風第15号により被害を受けられました皆さまへ

令和元年台風第 15 号により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。 弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆様からのお問合せを承っておりますの でご案内申し上げます。

## 災害救助適用地域にお住まいのご契約者の皆様へ

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様を対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望のお客様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
東京都	島しょ大島町(とうしょおおしままち)	2019年9月8日

## く本件に関するご照会先>

【ご照会先】株式会社FIS/フレックス少額短期保険 業務管理部

【電話番号】 0 1 2 0 - 7 7 - 2 0 9 4 (お客さま専用ダイヤル)

【営業時間】平日 10:00~17:00

※土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます